

農家の皆さまへ

# 令和8年産米のモニタリング検査に伴う 出荷・販売等の自粛のお願い



令和8年産米のモニタリング検査は、全量全袋検査の対象地域(※1)を除く稲の作付のある市町村を対象に実施します。



モニタリング検査

全量全袋検査

(※1)全量全袋検査対象地域  
富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村(野行地区)、飯舘村

注)葛尾村(野行地区を除く)及び川俣町(旧山木屋村)は令和8年産米からモニタリング(抽出)検査に移行します。

モニタリング検査の対象地域で稲を作付している農家の皆さまは、旧市町村又は市町村単位(※2)のモニタリング検査の結果が出るまで、**令和8年産米の出荷・販売・無償譲渡の自粛をお願いします。**

(※2)令和8年産米の緊急時モニタリング検査の検査頻度について  
全量全袋検査からの移行年次にあわせて、以下の検査頻度により検査を実施します。

| 移行年次  | 検査頻度     | 該当市町村(移行年次)                                  |
|-------|----------|----------------------------------------------|
| 1～3年目 | 旧市町村単位3点 | 楢葉町(3)、南相馬市(2)、葛尾村(野行地区を除く)(1)、川俣町(旧山木屋村)(1) |
| 4年目   | 旧市町村単位1点 | 田村市                                          |
| 5年目   | 市町村単位3点  | 川内村、広野町                                      |
| 6年目移行 | 市町村単位1点  | 移行年次1～5年目以外の市町村                              |

モニタリング検査は、過去の検査結果等のリスク評価を踏まえながら、地域の偏りがないよう計画的に実施してまいります。

検査の結果、基準値超過がなければ、旧市町村又は市町村単位で出荷・販売等の自粛が解除されます。自粛の解除の状況は、福島県水田畑作課のホームページ(以下)で確認できます。

水田畑作課HP(URL)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r8.html>

QRコード

